

甲府市中心市街地企画提案型自主的取組支援事業補助金交付要綱

令和 2 年 4 月 1 日
産 第 1 7 号

(目的)

第 1 この要綱は、中心市街地の活性化を図るため、自主的かつ意欲的で独自性のあるイベント又は中心街魅力創出事業等（以下「イベント活動等」という。）を企画運営する商工団体又は民間事業者等（以下「商工団体等」という。）に対し交付する甲府市中心市街地企画提案型自主的取組支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、甲府市補助金等交付規則（昭和 3 8 年 1 1 月規則第 5 0 号）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 中心市街地における商業活性化等の方針で定められた区域
- (2) イベント 祭りや行事、催し物などのイベントであって、1 日で実施されるもの又は継続して若しくは一定の間隔で実施されるもの（学校行事や官公庁が行うものを除く。）
- (3) 中心街魅力創出事業等 中心市街地で行う別表 1 に掲げる事業をいう。
- (4) 商工団体 商工会議所、商店街振興組合法（昭和 3 7 年法律第 1 4 1 号）により設立された商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）により設立された事業協同組合、中心市街地の活性化に関する法律（平成 1 0 年法律第 9 2 号）第 1 5 条第 1 項第 1 号のロに規定する会社及び任意の商店街（それらの集合体を含む。）
- (5) 民間事業者等 まちづくりや商業活性化等の担い手として事業に取り組むことができる事業者、甲府市内に主たる事務所又は活動拠点を有する自主性、公益性があり、非営利である市民活動団体（N P O、市民活動団体、ボランティアグループ、自治会等）
- (6) 商学連携事業 甲府市商店街連盟に加盟する商店街団体と学生団体（学生 3 名以上で構成するもの。未成年の場合は、活動について学校又は保護者が承知していること）が連携する事業のこと。

(補助対象団体)

第 3 補助対象となる団体は商工団体等とし、民間事業者等においては次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし市長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 5 人以上の構成員を有し、その過半数が甲府市内に在住、在勤又は在学していて、かつイベント活動等を実施するエリアの商店街の関係者が参画していること。

- (2) 代表者が明らかであり、当該団体の設置の趣旨及び活動の目的が定められた定款、規約又は会則等を備えていること。
 - (3) 予算及び決算を管理していること。
 - (4) 専ら営利を目的とする団体ではないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助対象団体としないものとする。
- (1) 政治的活動、宗教的活動を主たる目的として設置された団体
 - (2) 公序良俗に反すると認められる団体
 - (3) その他市長が適当でないと認める団体
- (補助対象事業)

第4 補助対象となる事業は、商工団体等が中心市街地において行う次に掲げる要件を満たすイベント活動等とする。ただし市長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 地域住民が魅力を感じる等商店街の活性化に寄与する提案であり、かつ、集客効果が期待できるものであること。
 - (2) 新規性が認められるものであり、市等からの補助の有無に関わらず従前に開催されているものと同一内容でないこと。
 - (3) 資金計画が適正に作成されており、円滑に運営できるものであること。
 - (4) 指定管理者に指定されている商工団体等にあつては、実施するイベント活動等が指定管理業務と重複しないことが明確であること。
 - (5) イベント活動等を開催する場所は、商店街が形成されているエリアの中に位置していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象事業としないものとする。
- (1) 営利、その他の私的な利益を目的とする事業
 - (2) 宗教的活動又は政治的活動を主たる目的とする事業
 - (3) 売名を目的とする事業
 - (4) 申請を行った年度内に事業が完了しないおそれがある事業
 - (5) 事業の効果が特定の個人、グループのみに帰属する事業
 - (6) その他市長が適当でないと認める事業
- (補助対象経費)

第5 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に規定する経費とする。

(補助金額)

第6 市長は、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、補助率等は、別表3に定めるところによる。ただし市長が特に認める場合はこの限りでない。

- 2 事業実施者が、この要綱に基づく補助金以外に国県等からの補助金及び、事業実施に係るチケット販売による収入、チラシ等への企業公告掲載による収入等があるときは、総事業費から当該収入等の額を控除して補助金の額を算定する。
- (補助金の交付申請)

第7 補助金の交付申請をしようとする商工団体等は、次の各号に掲げる資料を添付して中心市街地企画提案型自主的取組支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を、原則、事業開始（事業実施）日の1か月前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 中心市街地企画提案型自主的取組支援事業計画書（第2号様式）
- (2) 中心市街地企画提案型自主的取組支援事業収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体の定款、規約又は会則の写し
- (4) 会員又は構成員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により補助金の交付申請をする場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第8 市長は、第7第1項の交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、商工団体等に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による交付決定を行うにあたり、第7第2項本文の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請がなされた場合は、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 市長は、第7第2項ただし書の規定により交付申請がなされた場合は、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を補助金の額の確定時において減額することとし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助金の交付）

第9 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、市長が必要と認める場合は、補助金の交付決定額の80%に相当する額以内の補助金を概算払いとすることができる。

- 2 概算払いを受けようとする場合は、中心市街地企画提案型自主的取組支援事業補助金概算払請求書（第4号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第10 補助金の交付決定を受けた商工団体等（以下「補助事業者」という。）は、第8の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出すること

により、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の内容変更等)

第 11 補助事業者は、補助事業の全部又は一部について内容を著しく変更しようとするとき、又はそれが見込まれるときは、あらかじめ中心市街地企画提案型自主的取組支援事業内容変更承認申請書（第 5 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の変更承認申請書の提出を受けたときは、その内容を調査及び審査の上、適当と認めるときは変更決定を行い、中心市街地企画提案型自主的取組支援事業内容変更承認通知書（第 6 号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 12 補助事業者は、当該補助対象事業が完了した日から起算して 1 ヶ月を経過した日、又は補助金の交付を受けた日の属する年度の 3 月 31 日までのいずれか早い日までに、中心市街地企画提案型自主的取組支援事業補助金実績報告書（第 7 号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 中心市街地企画提案型自主的取組支援事業報告書(第 8 号様式)
- (2) 中心市街地企画提案型自主的取組支援事業収支決算書（第 9 号様式）
- (3) 事業に係る支出を証する書類の写し
- (4) 事業の実施状況を撮影した写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたり補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかなきときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 市長は、第 12 の規定による実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の効果が、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、報告書（様式第 10 号）により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、既に交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額の全部または一部に相当する額について、その返還を命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第 15 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付

決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第 16 市長は、第 15 の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金の経理等)

第 17 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 18 補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別にこれを定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 2 関係)

事業名
景観形成事業、中心街魅力創出事業、情報発信事業、買い物弱者支援事業、まちの安全・安心対策事業、調査・分析・計画策定事業、飲食による魅力あるまちづくり事業

※ 各事業の内容については、別に中心市街地企画提案型自主的取組支援事業補助金交付要領で定める。

別表 2 (第 5 関係)

補助対象事業	補助対象経費
イベント事業	謝金、旅費、通信運搬費、店舗等賃借料、会場使用料、設営費、広告宣伝費、消耗品費、委託費、雑役務費、市長が必要と認める経費
中心街魅力創出事業	謝金、旅費、資料作成費、通信運搬費、使用料及び賃借料、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、委託費、集計・分析費、店舗等賃借料、機器借上・借損料・雑役務費、その他事務経費

※ただし、以下に掲げる経費は、補助対象としない。

- (1) 団体の打合せでの飲食費
- (2) 管理・運営に関する人件費
- (3) 備品購入費
- (4) 事業実施に伴う施設等の維持管理に係る経費（光熱水費等）
- (5) 仕入れ費
 - ・商品の仕入れ経費
 - ・製造販売の原材料購入費等売上を伴うもの
- (6) 記念品・景品等に係る経費
- (7) 土地の取得に係る経費
- (8) 団体の事務に係る経費（振込手数料、燃料費等）
- (9) 被服費
- (10) 契約に係る印紙代
- (11) 事業に直接関係のない経費

別表3（第6関係）

補助対象事業	事業項目	補助率及び限度額 (千円未満切捨て)
イベント事業	通常事業	補助率：2／3以内 補助限度額：300千円 ※地方公共団体が主催する催しに併せて実施する事業については、補助限度額500千円
	商学連携事業	補助率：3／4以内 補助限度額：300千円 ※地方公共団体が主催する催しに併せて実施する事業については、補助限度額500千円
中心街魅力創出事業	通常事業	補助率：2／3以内 補助限度額：500千円
	商学連携事業	補助率：3／4以内 補助限度額：500千円